

内閣委員会議録第二十九号

昭和二十九年四月二十八日(水曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事 江藤 夏雄君 理事 大村 清一君

理事 平井 義一君 理事 山本 正一君

理事 高瀬 傳君 理事 下川 儀太郎君

理事 鈴木 義男君

永田 良吉君

八木 一郎君

須藤 吉郎君

田中 稔男君

小林 進君

出席國務大臣

國務大臣

出席政府委員

法制局長官

保安政務次官

保安庁次長

保安庁局長

委員外の出席者

専門員

専門員

四月二十八日

委員早稲田柳右エ門君及び中村高一

君辞任につき、その補欠として須藤

彌吉郎君及び小林進君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員須藤彌吉郎君辞任につき、その

補欠として早稲田柳右エ門君が議長

の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

防衛庁設置法案(内閣提出第九四号)

自衛隊法案(内閣提出第九五号)

○稲村委員長 これより会議を開きま

す。防衛庁設置法案及び自衛隊法案を一

括議題とし、質疑を続行いたします。

○須藤委員 防衛二法案の質疑応答が

本委員会に相当長く行われておるので

ありまして、それを聞いておりますと、

この二法案に關しまするいろ／＼の

点についてまだ明瞭を欠くような点

がございまするために、私は本日さよ

うな点と思われる若干の問題を申し上

げまして、当局からきわめて明白な御

答弁をいただきたいと思ひます。従つ

てきよう御質疑をいたしまする諸点に

よりまして、この二法案の適用の基礎

について私は一つのきまつた点を確め

てみたいと思ひます。

まず第一にお伺ひしたいことは、

は、防衛庁の内部の内局の任用資格の

制限についてでございますが、今度の

法案によりまして、いわゆる文官優

位というやうな原則の緩和がきわめて

判然ときめられておりまして、防衛庁

の幹部職員は任用資格制限は、局長及

び課長のうち職務上必要あるものにつ

いてはこれを緩和することにきまつて

おるのであります。しかるに四月上旬

に発表されました、これは保安庁の方

でお書きになったものだと思ひます

が、「時の法令」というものがございま

すが、それによりましてと官房各局は

もつぱら非制服職員だけで構成される

とはつきり書いてあるものでございま

す。かようなになりますと、これは防

衛庁法でせつかくきまつております原

則をくつがえすのみならず、いろ／＼

これからの原則がきまつて参ります今

日において、かようなあいまいなこと

では私はこの趣旨を没却することにな

りはしないかと思ひます。例

をあげて申しますならば、教育局で

ございましてとか装備局でございま

すとか、かような局課におきます職員

につきましては、その職掌の上から申

しまして、むしろ自衛官すなわち制

服の者が当たらなければ責任の地位につ

くことができないやうなことになるの

であります。ことに教育局におきま

して、これからの自衛隊の諸般の教育

をあずかりますためには、どうしても

も制服の者が能率からいたしまして、

これは最も必要な点だと思ひます。こ

れは「時の法令」に解説をお書

きになりました。どういふ御趣旨であ

りましたのか存じませんが、これをあ

いまいにいたしておられます点をまず

御指摘申し上げまして、この点に關す

る見解はその通りでよろしいのであり

ますか、政府の御所存をまず承りたい

と思ひます。

○木村國務大臣 私はしば／＼申し上

げておりますように、今後の行き方

は、いわゆるシヴィリアン・コント

ロールである。シヴィリアン・シュ

プレマシーとは私は違ふと思ひます。

ゆる政治が支配する、政治が優先であ

る。シヴィリアン・シュプレマシー

というやうな觀念を植へつけますと、

いわゆる制服と非制服者との間の融和

親愛の基礎がくずれて来る。一たび制

服を着た場合でありまして、適材で

あれば内局に勤めるといふことはさし

つかえないのだといふ建前をとるがよ

からう、私はこう考へております。今

度の法案において御審議願つておる点

もひとえにそこにあるのであります。

そこで今仰せになりました教育局と

か、あるいは装備局とかいふことにつ

いて、むしろ制服を着た者がいいので

はないかといふやうな御議論でありま

すが、もちろん制服を着ておつた人で

りつぱな人であるならば、その任につ

かすことは当然である。私は適材で

あれば制服者をその任につかせるとい

ふことについては決してさしつかえな

い、こう考へております。まづたく同

感であります。

○須藤委員 ただいまの点はつきり

いたしたのであります。これとほと

んど軌を一にする問題でございま

す。防衛庁設置法案の第十九条によ

りますと、長官は、必要があると認め

るときは、陸上幕僚監部、海上幕僚監部

若しくは航空幕僚監部又は第二十九

条に規定する部隊若しくは機関に所屬

する自衛官を内部部局において勤務さ

せることができる。と、内部部局と自衛

官との両方が交互にかわり得ることを

はつきり規定しておるのでございま

すから、この十九条の規定によりまし

陸上、海上、航空幕僚監部の三者の自

衛官は、その階級のまゝ、つまり制服

を着ておる陸佐でありますとか、そ

ういふやうな階級のまま内部部局の局

課長に任用され得るものと解されるこ

が当然でございしますが、念のためこ

れはつきりここで伺つておきたいと思

ひます。

○木村國務大臣 ただいま仰せになり

ましたように、適材であれば制服のま

ま転任させてもさしつかえないと考

へております。

○須藤委員 次に伺ひたいことは、こ

れはいろ／＼な場合に問題になつてお

りましたこととございしますが、長期防

衛計画についてでございます。政府は

この長期防衛計画の樹立は困難である

といふやうな答へが常に支配してお

つたと思ひます。ところが、ただ困

難といふことではどうも了解に苦し

むのであります。昨年の九月二十七日

のいわゆるこの防衛に關しまする会談

におきましては、現在の國際情勢及び

国内に起りつつある民族獨立の情勢に

かんがみ、この際自衛力を増強する方

針を明らかにし、駐留軍の漸減に即応

し国力に應じた長期防衛計画を樹立す

る。と申合せが成立しておるのでござ

います。この結果といたしまして、い

わゆる三党折衝と称せられるものがで

きたのでございしますから、この計画の

樹立といふことは、そも／＼自衛隊の

これからでございますことについては、必

要欠くべからざるものであることは申

すまでもないと思ひます。

た一方これからMSAというものが――来年もどういう形で続けられるかはもちろんわからないのをごさいます。すが、これが継続されるような空気が、もうすでに察知されておるのでありますから、さようなものとのにらみ合せをいたしまして、来年度におきます、またその次の年度におきます計

画を持つておりませんならば、かような国際的な面においても、いろいろ不便が起ることは申すまでもないのでございませう。すでに本年度におきましては、自衛隊法によつて四万名の増員がなされることになつており、経費におきましても二百余億円の増額が見込まれておる次第でございませうから、かようなことからいたしまして、単に次年度のみにならず、将来の防衛計画を立ててこれを国民の前に示しますことは、政府の責任であるかと思うのでございませう。これを進んでお示しにならないの責任を尽さないものであるというように思うのでございませう。もつとも他面武器の発達と申しますか、変転と申しますか、さようなことの現状を考えますと、長期の計画を立てますことは容易ならぬわざでありますことは申すまでもないのでありますけれども、そうかと申しまして大体のものを、これから来るべき五箇年くらいに對して持つておりませんならば、いろいろな場合において非常なる不便が起るかも知れませんが、インドシナその他の方面におきます情勢にかんがみましても、どうしてもこれから將來に對しまする、きわめて骨格だけでも大きな計画を持ちまさんと、日本

があらゆる点において危険を感じなければならぬと思うのでございます。かような意味をもちまして、本日はこの重要な二法案をわれ／＼は論議しておる際でございますから、政府のきわめて虚心坦懐なるその考えを国民の前にお示しを願いたいと思うのであります。

○木村國務大臣 お答えいたします。長期防衛計画の構立であります。しばしば申し上げました通り、長期の防衛計画を立てるにつぎましては、いろいろな観点からこれを研究検討する必要があることは論をまたないのであります。すなわち今仰せになりましたように、将来における兵器の進歩あるいは一面において財政力、負担能力、あるいは輸送の能力、あるいは兵器生産の能力、各般の事情を総合いたしましてこれを検討すべきであらうと考えます。私は常々申し上げている通り、かような長期防衛計画はなか／＼容易には立ち得ない、こう申しているのではありません。これは私率直に申し上げます。しかしながら今仰せになったように、それかといつてそのまま放置する方がいいかという、あえてしからず、必ずやわれ／＼としたしましては長期防衛計画は立つべきが筋道だろう、ただ困難であるということであります。そこでわれ／＼当局といたしましては、しきりにその点を今研究中であります。まずさしあたり三十年度ということを目標にしてやつております。今MSAの意見などもありました。が、それからそれはどうかということについて実は検討中でありまして、まだ結論に至つておりません。われ／＼としたしましては全力をあげまして、できる

限りの計画を立てて、これを国民の前に
 にお示しいたしたい、こう考えており
 ます。

○須磨慶員　ただいまお答えがございましたが、御考案中であり、鋭意これを立案中であると仰せてございますが、それはやっぱり私どもが申しましたような、五箇年計画というような一つの大体のめどをお持ちでございますでしょうか。ただ漠然と伺っておりますと、国民も非常に不安と思えますから、この大体の時の見通し、めどというものをちよつと伺つておきたいと思うのでございます。

○木村國務大臣 お答えいたします
この長期防衛計画を立てるについて何年度を適當とするか、あるいは五年度を適當とするか、七年度を適當とするか、十年度を適當とするかということについては、いろいろ議論がございまして、しかし私はまず五年くらい程度のところで計画を立てるの方向のもとに今研究を進めている次第であります。○須藤委員 次に私はこの防衛法案の問題と憲法との関係につきまして伺っておきたいと思うのでございます。この点も何回か問題になったのでございますが、実を申し上げますとこの二法案のもととなりました、いわゆる防衛折衝というものをやつておりました當時には、憲法という問題は除外をいたして参つたのでございます。ということは、憲法に關しまする解釈、取扱ひにつきましては、各党にはそれ／＼の趣旨がありまして、それを一々問題にしておりましたのでは、防衛庁法並びに自衛隊法の内容に入ることではできませんから、これを便宜除外をしてやつて来た

のでございますが、いよ／＼かような二つの法案となつて現われて参りますと、ここに私は実情をありのまま申さなければならぬと思つたのでございます。この自衛軍につきましては、私どもの改進黨という党におきましては、數年来自衛軍の創設を提唱して参つたのでございまして、きわめてはつきりと憲法問題を割切つておるのでございます。自衛軍は憲法九条に違反することなく持てる、すなわち自衛隊隊といふものは憲法の第二章に合うものである、合憲であるというのを、はつきり割切つておりますから、あの十九回の防衛折衝を通じて私どもは、俗な申し方ではございますが、自衛隊というものは誰の生一本のごとく軍隊というやうなものにはつきりしなげばならぬじやないかということをだんだんと主張して参つた次第であります。しかるにこの二法案がいよ／＼できた今日でございますから、かような経過を率直に申し述べまして、これに対する政府の憲法の解釈を持ち出さなければならぬのであります。このわれわれの割切つた態度に對しまして、政府といひましては、戦力に至るようなことになりましたならば、憲法九条に違反することになる、かような態度をきわめてはつきりとおとりになつておる次第でございます。従ひまして、この自衛隊法をこのまゝほんとうに通しますためには、政府においてはわれわれのごときはつきりした、憲法を割切つた解釈に同調されるか、しからずんば憲法改正を要するぎり／＼の線まで来ているということをお認めになりませんかんだらば、これを通すことはできないと思つたのでございます。外敵

の直接侵略に對抗する自衛隊を保持するということになりますと、これは明瞭なる事実でございます。ところが私は憲法に対する關係をはつきり伺つておきたいと思つたゆゑんであります。二法案の審議の経過によりますと、だん／＼この変化をお認めになりますか、なりませんか、政府は依然として警察予備隊、保安隊同時と同様の憲法論や戦力論をお繰返しになりまして、直接侵略に對抗しても戦力ではないと仰せになつたり、あるいは戦力とは他国を侵略する程度の実力であると御答弁があつたり、あるいは自衛隊が戦力たるに至つて初めて憲法を改正するのであるといふやうな計い方をなさつたのであります。さらに進みますと、先般MSA協定審議中に、外務委員会におきまして――きようは御不在でございますが、緒方副総理が答弁された中には、もはや憲法改正というものは時間の問題であると繰返されたのであります。これもわかつたやうなわからないやうな表現でございますが、ともかくこの憲法と自衛隊との關係についてはつきりした、きわめてつきりした解釈、御態度をお示しくださいません、これからも申し上げたいと思ひますが、この兩法案が通りまして、この実施にあたつて円滑を欠く場合が起つて来ると思ひますから、この際あらためて憲法との關係について保安庁長官のきわめて率直な御意見を承りたいと思ひるのでございます。

○木村国務大臣　いつも申し上げる通りであります。憲法は自衛力を持つことを否定しておるわけではありません。この自衛隊はいわゆる国家の自衛力の一部をなすものとわれ／＼は考え

ております。そこで、これは常に問題になるのでありますが、自衛隊となつた以上は、これは軍隊と称していいじやないかということでありませう。さうならぬと、自衛隊員の志気も上らぬのじやないか、私はそれはごもつともだと考えております。そこでわが憲法下においても軍隊を持つて悪いとは言つていないのであります。戦力は禁止されておりますが、軍隊という文字については一向使つていないのであります。陸海軍という文字だけであります。そこで私は常に申しておるのであります。軍隊という定義というものはいまだ確定したものはないと承しております。そこで通常外敵に対して対処する実力部隊を軍隊と称するかと、今度自衛隊はまさしく外国の武力攻撃に対してこれに対処する実力部隊でありますから、私はこれを軍隊と称してさしつかえないと考えているのであります。これをとやかく御論議される向きもありませんが、いまだ定義のはつきりしない際におきましても、外敵に対して対処する実力部隊を軍隊と言ふという定義でありますれば、まさしく自衛隊は軍隊と称してさしつかえない、私はこう考えております。

な憲法改正問題についてであります。が、率直に言つて、これは私見でございますが、憲法は一国の基本法でございますから、容易に改正することは論議すべきではないと思ひます。が、しかし現在の国際情勢、あるいは日本の置かれた立場、日本が独立国家として将来処すべき状態、かた／＼種種の点から考えまして、憲法の改正を論議されるということは近きにあるじやないか、私はこう考えております。

やないか、私はこう考えております。○須磨委員 憲法改正が近きにありと申されましたが、私の伺いたいことは、もうこの憲法を改正するにあらずんば解釈のつかないぎり／＼のところまでこの自衛隊二法案というものが来ていることをお認めになつた上での一言葉だと私は聞きたいのであります。すなわち、この次には憲法改正という一歩を踏み出すのであるというように解釈をいたしてよろしうございませうか。もう一ぺん伺いたないのであります。

○木村国務大臣 自衛隊がどこまでこれを漸増すべきかということよ、これは国会において今後論議されるとき重要な問題であらうと考えております。しかしこの自衛隊が今後漸増する程度につきましては、私は憲法を改正すべき時期が来るじやないか、こう考えております。

○須磨委員 ただいまお答えの中にもございましたが、重要な問題でございませうから、念のためいま一ぺんあらためてお伺いをいたしたいと思ひます。今も長官のお言葉の中に軍隊と称してもよろしいということがございませうが、この称してもよろしいというのは、これは私が先ほど申しした離れの生一本の軍隊ということとは、非常な距離があるのであります。一九二七年のジュネーブにおきます軍縮会議におきまして、いやくも外敵に対抗することを任務とするものは軍隊であるという定義が、一応国際関係として認められていたのでございませう。今回の自衛隊の任務によりまして「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対してわが国

を防衛することを主たる任務とし」というのが自衛隊でございますから、これは国際的通念をいたしまして、まさしく軍隊に当るわけでございます。私にはかような学者のような議論をするつもりはございせんが、ただ、ただいまの長官のお言葉にもございませうが、これから自衛隊の志気をどうするか、この問題について考えますときに、この二法案が通ります契機におきまして、政府はどういう心算を持つか、かといふことが、はしなくも軍隊問題によつて明らかになつて来るのではなからうかと思ふのであります。ただ単に軍隊と称してもよろしいのか、軍隊の性格を持つものか、軍隊が交戦権がないから、完全な軍隊ではないとか、軍隊でも警察でもない、自衛隊という特殊な存在である。私が今まで拾つてみました御答弁では、かような区々たる御回答がございませうけれども、私はどうしても平和及び秩序をたたく守つておつた従来の保安隊とはまったく違つて、性格を新たにした百尺竿頭一歩を進めた存在であるといふことは御認識になると思ひます。せつかくかようなところまで参つたのにいままなおこのようなお言葉をもちつて濁されて、日陰者同然のような保安隊当時のような取扱ひをしますならば、自分たちの血税をもつて保持して参ります国民の感情にも沿わないことはもちろんでありますのみならず、私は先般来目衛隊の諸君と話す機会があつてその諸君から直接聞いたことでもございませうが、今度自衛隊となつてもひとつもわれわれの身分はかわらないと政府がおつしやることは、われ／＼の志気を沮喪させるものであると告白をいたして

おる次第でありますから、かようなことを思ひ合せまして、ここに私が伺いたいのはかような二法案の通りませうの認識をはつきりさせていたきたいと思ふのであります。これはこの二法案に賛成する者も反対する人も、広く国民がこのことを要望してやまない点だと思ひますから、あらためて長官に対して、この軍隊の認識についてもう一ぺんはつきり御所見を承つておきたいのでございませう。

○木村国務大臣 お答えいたします。幸いに自衛隊法が国会を通過いたしました。いづゆる現在の保安隊とは、その性格、任務は大幅にかつて来るのであります。すなわち不当な外部の侵略に対処する、これはこの法案が通過いたしましたあかつきにおいて隊員に對して十分理解せしめ、またあらためて宣誓の制度をとることになる、隊員もここに於いてその任務、性格がかわつたことがはつきりいたしました。十分理解を持つと私は確信して疑いませう。その点において隊員の志気がどうのこの点の問題はおそらく解消するのではなからうかと信じておる次第であります。

しこうしてこれは軍隊なりやいなやこれは先刻申し上げたように、外部からの不当攻撃に対して防禦する実力部隊をもつて軍隊なりと解すならば軍隊と稱してよろしい。これははつきり言つておきます。これはただ名の問題であります。自衛隊員すなわち外敵の侵略に対して敢然として當る任務を持つ者である、この自覚を持つことが一番急務であると思ひます。世間でこれを軍隊と稱するなら軍隊でよろしい。われわれは自衛隊といふこの任務を持つておるものだ、ここにおいてわれ／＼ははつきりした性格が打出されるもの、こう考えておる次第であります。軍隊と稱するなら軍隊でよろしい、これでありませう。

○須磨委員 ただいまの御答弁は私の申しておるところをそのまま御承引になつたものとは受取れない点が多少あるのであります。軍隊と稱するなら軍隊でよろしいと言われるが、私の伺いたいのは長官のごときこの自衛隊を率いられます最高の地位にある方が、これは軍隊であるという御認識を持つたかどうかということでありませう。人が言う言わないということよ、どう受入れられるかということを開いておるのであります。長官自身がこれはほんとうに軍隊という認識を持つて、御指揮なさいますんだらば、せつかくこの二法案が通りましても実効を上げることは非常に少ないと思ひます。ために何つておるのでありますから、はなはだ煩瑣であります。もう一ぺん長官から長官の御認識としてこれはほんとうの軍隊——私は先ほど生一本の軍隊といふことを申しましたが、さういふことを申す必要はないかもしれませんが、さういふ私の申しておる意味を御そんたくくださいまして、もう一度長官の御認識をはつきりと承つておきたいのであります。

○木村国務大臣 私は事實上から今申し上げたのであります。外敵の不当な攻撃に対して対処する実力部隊、これが軍隊と私見としては考えております。従いまして私見によれば自衛隊は軍隊なりと私は考えております。しかし世間がこれをどう考えるかは別問題

であります。これを軍隊なりと考えるなら軍隊と称してよろしい。ただ私の意見としては外敵からの不当な侵略に対処する実力部隊は軍隊なりと確信いたします。

○須磨委員 これはこの上続けましてもかわらないと思ひますし、私は長官の意のあるところは、そういうような自信を持っておられるということとを承いたしまして、次の問題に移りたいと思ひます。

次に伺ひたいのは、国防会議についてであります。この国防会議が設けられた趣旨は、今までのどの国の法制にもない一つの特別な機構として設けられたわけでございます。総理大臣が自衛隊を統御、統制いたしましたための補佐機関と申しますか、ある意味においては諮問機関としてこの国防会議が設けられたわけでございますが、そのねらいとしたしましては、米軍にありまう国家安全保障会議、ナショナル・セキュリティ・カウンシルというふうなものでありますとか、あるいは英米のミリタリー・コミティー、軍事審議会と申しますか、さういふものとは違つて、軍人ばかりではなく、その機構の中には国防のみならず学識経験のある者を若干名加へまして、この国家の最も重要な国防の一貫した永続性と申しますか、そういうものを保つことが必要であるという見解に立つておるのであります。また国防というものは一貫性のみならず高度の機密保持が必要であります。従つて国防、軍事に對しまして練達堪能な人士が若干名入つて、内閣の運命と關係なく、恒久性を持つた資格を持ちまして、たとへば往年わが日本にありましたよう

な制度から考えますと、極密顧問官でございませうか、さういふ一つの恒久性を持つた資格を有して加つたものがおりまして、恒久性、永続性を持つた国防のごとき重要なものに参画させることが必要であるという考えから出たわけでありませう。従つてたとへば国防会議はこれから構成法ができ、構成員がきまるわけでありませうが、私のここにお伺ひたいしたいのは、政府がこれから構成法をおつくりになる場合におきまして、私どもが考えました当初におきましては、内閣総理大臣、国防大臣と申しますか今の保安長官、防衛長官、外務大臣、大蔵大臣、経済審議長官という五名の閣僚はもちろんこれに加へなければいかぬのであります。かようなものではない、これは米英等の現在の制度そのままでありますから、それに恒久性のある学識経験のある者を六名ぐらゐ加へるといふような制度にいたしておつたのであります。やがてこの構成法を御立案なさると思ひますが、さういふ立案の場合において、ただいま私の申しましたような考へ方を実現なさるおつもりでありますかどうか、これをこの際伺つておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。将来制定を予想されております国防会議の構成、内容等については、私はただいまはつきりした結論をまだ持つておりません。今お説のことはきわめて重大であると考えます。私はこれを資料といたしまして十分検討して国会の御審議を得たい、こう考えております。

○須磨委員 次に最も重要なものの一つでございませうが、しかもこのことは非常に輕視されておるような状態でありませう、それはすなわち防衛生産に關してでございませう。この防衛生産に關しても有効適切な施設をすみやかに立てますことが、肝要であることは言うまでもないのでございませう。私はさういふ三つばかりの点を拾ひまして御所見を承つておきたいと思ひます。

二十六日、経団連が小笠原蔵相を招きまして、日本の防衛生産というものは、日本の輸出貿易の中で実に重要な部分を占めるものであるから、今後政府としては、これには助成金、あるいは補助金と申しますか、さういふものをばすようなことを考慮して、大いに海外貿易の一つの部分として研究しなければならぬといふことを申し入れたことが伝えられておるのであります。この防衛生産について、第一に伺ひたいことは、かような防衛生産といふものは、これは経団連が申したことでございますが、一つの役所とか、一つの委員会がする問題でございませんで、まさにこの二法案ができる機会だから申し上げたいと思ひますが、国防という国家の最高の事務に關連をいたしておるものでありますから、これに對して保安庁長官は、まず第一に、この経団連のことに關連しまして、何かお考えをお持ちでありますか、また私が知つております以外の情報等がございませうならば、まずそれから伺つておきたいと思ひますのでございませう。

○木村国務大臣 防衛生産に關しましては、将来日本がいわゆる自主的自衛力を持つことになりまして、相当考慮しなければならぬ大きな問題であらうと考へております。特にこの兵器の生産につきましては、工場一つ建てるにいたしましても、非常に莫大な固定資本がかかる。従ひましてこれを恒久性を持たせなければ、会社の経営といふものは不能に終る。そこに大きな問題点があるかと私は考へております。従ひまして普通の営利会社の経営では、これはとうてい不可能であらう。一つの国家的見地に立つた企業体をこれにつくり上げることが必要ではないか、こう考へております。それにいたしまして、国家の補助金とか、制度とかいふようなことは、なか／＼将来は問題であらうと考へております。要に其剣に日本の国防産業はどうかあるべきかといふ考へのもとに出発した人にならぬのではないかと、私はこう考へております。一面考へられることは、旧軍需工廠の活用問題が起つて来るのであります。これは将来国家の手にいてさういふ軍需産業を經營して行つていのか、民間企業にゆだねていのかといふような大きな問題も考へさせられるのであります。私はまずかような論点から出発いたしまして検討する必要があるかと考へております。これは私見であります。これはやはり民間に對して經營させることがいいのではないかと、こう私はただいまのところは考へております。しかしこれは將來日本の国防上あるべき姿として真剣に考へなければならぬので、なか／＼容易に結論を出し得ないといふ状態にあることを御了承願ひたいと思ひます。

○須磨委員 ただいまの御意見を承りまして、ここに思ひ出されます重要なことが一つあるわけでございます。なことが一つあるわけでございます。が、ただいま本院の通商産業委員会で審議中になつております航空機製造法の一部を改正する法律案といふものが出ておるわけでございます。これは重要な法律案であるわけでございますが、これによりまして、通商産業大臣は、武器を裝備し、または搭載する構造を有する航空機の製造または修理について、防衛庁長官の意見を聞いてこれをきめる、こうなつておるのでございます。これは明らかに「武器を裝備し、又は搭載する構造を有する航空機」といふのは、軍用飛行機のことでございます。さういふものは通商産業省の大臣が主権をいたしておるのに、この法律の改正案に出るものでございませうが、今伺ひますと、防衛生産は、長官の御意見では、民間に移したかどうかといふような重要な御発言があつたのでございませうが、かようなことからは考へまして、今の法律を改正までして、かようなところまで持つて行つておくといふようなことにおきまになりましたことは、少くとも早計に属するのではないかと。あるいはまたこれを統制する。統制と申しますのは悪い意味ではありませう。重要な防衛生産といふものを一つのところへ集めるといふことをおきめにならぬうちに、区分たかような措置をとることは私は好ましくないと思ひますから、この通商産業の問題について、航空機製造法の一部を改正する法律案に關連いたしまして長官の御所見を承つておきたいと思ひますのでございませう。

○木村国務大臣 お答えいたします。私はその法案に對する批判は避けたいと考へておりますが、私はこう考へて

おります。将来の航空機製造は主として自衛隊、いわゆる航空自衛隊で使うべき航空機に関するものが多かろうと考えております。民間に使用される航空機との割合は、おそらく八対二ぐらいの關係じゃないかと考えられます。これも正確なことはわかりません。これほどよく、私は将来の航空機といえは、いわゆる自衛隊において使う航空機と称してよかろうかと思ひます。

その航空機がどうあるべきかというところは、十分に保安庁の實際扱う者の経験あるいは指導等によらなければならず、かしこらうと私は考へております。ただ通達等に指導をさせてやるということでは、円満な運営は私はできなからうと考へております。もちろんこの航空機については、御承知の通り精密機械でありますから、あらゆる点からこれを研究して行かなくてはなりません。率直に申しますと、従来は発動機一つにいたしまして、この素材という

ことについての考へがあまりなかつた。この素材についての研究をどうして行くか、総合研究はこれは必要でありますから、各技術者があらゆる部面から寄り集まつて研究すべきであつて、ただ機体をつくる部面、あるいは発動機製作の部面というものを切り離して考へべきではない。これを使うべき資材の面から、あるいは油の面から、いろいろの面からこれを研究して行かなくてはならぬ総合研究であります。それらの点については、私は将来やはり自衛隊で使うべきが主であり、官の全きを期することはできぬ、こう考へております。しかしわれ／＼とい

たしましては、虚心坦懐にあらゆる面からこれを考へて、その発達を期さなければならぬと考へております。それをどうして一体やるかということについては、私はまだ成案を持つておりません。なか／＼これも大きな問題でありますから、十分に検討しなければならぬ、こう考へております。

○須磨委員 もう一つ、この防衛生産に關連をいたすのでございますが、今回のMSA協定中に、余剩農産物の購入資金に關する協定があるわけでございまして、そのうち五千万ドルのうちの二割に当りまする千万ドルは邦貨として日本に贈与される、これを主としてわが国の防衛等に、三十六億円になるわけでございますが、これを使い得るようなことにもなつておるようでございますが、これについての処理方法はどうか、これについて、このうちうな場合に於いては、よく聞くことでございますが、各官庁等に非常な取合

いが始まるというやうなことがあるやにも聞いておるのでございまして、私はきよは、この防衛庁、ただいまの保安庁の長官はこれに對しての確たる一定の方針をおきめになりませんか、かぬと思ひますので、まずこの状態についての御所見を承りたいのでござい

ます。

○木村國務大臣 この一千万ドル、すなわち三十六億の使ひ方につきましては、これは非常に慎重を要すると考へております。ただいま關係各省の事務當局において、せつかくこれを検討中でありまして、しかし私らの面から考へますと、将来日本の防衛のあり方として、なるだけ金のかからぬ、また人員のかからぬものでやつて行くことが本筋じやなからうかと考へておりま

す。それには何としても将来は電波兵器、これに研究を注がなくてはならぬと私は考へております。それについてわれ／＼といひましては、その研究に要する費用というものはなか／＼國家としても出し得ない。かういふときを機会にその方面に金をまわして将来の研究の端緒を開かせるやうな方法をとるべきであらうと私は考へておる次第であります。

○須磨委員 この防衛生産に關して三つの点をお伺ひしましたが、もう一つ私はここに思ひ起しますことは、先般私どもが事實見學に行つたことでござい

ますが、海軍軍の中にあります、或増でございまして、あつたにありますが修理工場を見てかつその製品で日本の防衛隊に使われるものなどが陳列してあつて見せてくれたのでありますが、その中には日本製鋼とか神戸製鋼、いろいろの会社がありました。そういうところでつくりまします／＼な武器が保安隊の方に与えられておること、その場で承つたのでありますが、かやうなこともあると思ひます。今あげましたこの四つばかりの点から考へましても、この重要な防衛生産というものについて、統一した政府の方針を早くお立てになりまさんと、きわめて複雑な問題が起つて、そのために防衛生産がだめになる。防衛生産が日本できなくなつたら、自衛隊なんかこしらへたつて何にもならぬという事態にさへ陥る場合があり得ると思ひます。早くから、この際政府に對しまして、早くきやうな機關を私は何ともしなければいかぬといふことを今申すのではありますませんが、今お伺ひいたしました四つの点だけでもまち／＼であるといふ

ことを暴露しておる次第でございますから、これを二つのことにおまゝに成つて、有効なる、有能なるエフィシエンスの上りますやうなものをとおつくりになるということの必要を強調して、それに対する長官の御覚悟のほどをこの際伺つておきたいと思ひるのでございます。

○木村國務大臣 ただいまの御発言、まことに同感であります。これはどうしても一つの大きな見地から考へるべき機関でもつくり上げて、わが国の防衛生産のあり方を十分に検討し、またこれの能率の上るやうにすることが妥當であらうと考へております。

○須磨委員 次に私はこれから自衛隊となりますものの最高の教育機関であります保安大学について、ちよつと伺つておきたいと思ひます。これはこれから防衛大学となるのであります。これはこれからは、保安大学校要覧というものがあつますが、この要覧によりますと、本校は元の陸軍士官学校、海軍兵学校の復活でもなければ、また一般の理工科大学でもない、特別の目的のためにつくられた獨特のものであると書いてあるのであります。第一ページでございまして、この特別の目的のためにつくられた獨特のものという表現は、いかやうに解釈をいたすべきものでございましょうか、伺ひたいものでございまして。

○木村國務大臣 保安大学の性格と申しますと、これは将来自衛官の幹部たる者を養成する機關であります。御承知の通り、昔の兵学校あるいは士官学校、これは初めから陸軍に勤める、あるいは海軍に勤めるとはつきりした區別をつけて養成しておるのであ

ります。今度の保安大学はさやうな區別はございせん。いわゆる自衛官の幹部たる者を養成する。従ひましてこの四箇年の課程において、将来海上自衛隊あるいは陸上自衛隊、航空自衛隊に勤める者も一緒にそこで學問をさせる、しかも主として理工科系の技術的の面に重きを置いてありますが、それとともに一面においては、社會人として教養のある人材をつくりたいという教育方針のもとにやつておる次第であります。今兵学校にあらず、また昔の士官学校にあらずという表現を用いたのは、そういう意味合からであります。

○須磨委員 この特別の目的のためにつくられた獨特のものであるということについての御説明は、私にはふに落ちない点がございまして、これを論議いたしてもいたし方がございせんが、私は最近きわめて重要なことを聞きましましたために、それをここに御披露いたしまして、この特別というやうなものや、獨特というやうなもので、何と申しますか私にも意味のわからぬことを書いておるために生ずる欠陥の一つではなからうかと思ひます。老練な心から、御指摘申し上げたいと思ひて、この座談会において、きやうは名前は申し上げませんが、ある評論家が保安大学の学生諸氏がおられるところで、諸君はいざ鎌倉といふことになつたら命を捨てるだらうねと聞いたやうであります。すると、ふふんと言つたやうです。どうもふふんと言つたやうな、君たちふふんと言つてどうするんだと言つたところが、一人の學生が勇敢にこう申したやうであります。私も

さようなことは思っておりません。そうして、政府は戦力なき軍隊と申し出ておられるから、戦力のない保安大学生くらいあつてもいいでしょうと答えたものであります。これは笑話としてそれまででございますが、私は何も皮肉を言うのではありませんが、特別の目的のためにつくられた独特のものであるなどという、あいまいなる大学の趣旨を持つておることが災いしておるのではないかと、これを私はほんとうの意味で御指摘を申し上げたいのでございますが、長官のそれに対する御所見を承つておきたいのでございます。

○木村国務大臣 お答えいたしますが、私は今お述べになつた評論家、これははなはだ失礼でございますが、笑い話じやないと思ひます。その評論家がどういふつもりでそれを書かれたか、これを検討する必要があるかと考へております。はたして保安大学生なる者がさうなことを言つたかどうか、私はここではつきり申し上げることはできませんが、保安大学生に対する指導精神は私はつきりしております。私もたび／＼学生と接觸しております。中には間違つた考えを持つておる者がはいは限りませんが、一々當つてみるわけではありませんが、しかし大体においてはつきりした自覚を持つております。初めから割切つて、とにかくわれ／＼は将来日本の国防の第一線の幹部になるんだ、しかも大多数の子弟は――父兄も相当これに共鳴してやつてゐる人が多いようであります。私は保安大学の学生の大部分は十分なる自覚を持つて入校したものと考へております。しかし教育というものは

なか／＼むずかしいものでありまして、誤つた教育をしてはいけないのであります。われ／＼といたしましては細心の注意をもちまして、この学生を誤らざるやうに育成して行くことに一段の努力を払ひたい、こう考へております。

○須磨委員 私はただいまの御答弁を了解いたしますが、次いで私は最も大きな問題に移りたいと思ふのであります。

最近の政府の御答弁ぶりでは、今まで政府は、自衛力の漸増の方針はまだかわつていないと申されたり、独立国家となつた以上みづから守るのは当然であるというやうな御答弁も私は拾つたのであります。自衛力は憲法でも否定してないというやうなことも答へておられるのであります。ところが顧みますに、わずか半年前には、吉田首相はわが党の芦田均氏の質問に対し、直接侵略には日米安保条約によつて米國駐留軍がこれに當り、保安隊は国内の治安に當るのだというお答えがあつたのでございます。また自衛軍備を持つことは國家の再建のために必要でございませう、ところが今度直接侵略に対する軍隊を持つことは、この直接侵略に對する軍備を持つこととなるわけではございませう。そうしますと、ここで明白な変化を見たことに關連しまして、政府の態度も実は約変を來しておると思ふわけではございません。いのでございませう。かような大きな変化を同じ政府が半年以内に來しておることだと思ふのであります。これは普通常識から申しましても、かような変化については何がしかの御理

由あるいは御説明の材料もありでございませうし、それでなければ私は政府としての政治的責任は決して否認し得ないものだと思ふのでございませう。この際長官から率直に、この変化に關します政治的責任ありやないや、なしとすれば、いかなる点においてこの変化が來たかということについての御所見を承つておきたいと思ふのでございませう。

○木村国務大臣 お答えいたします。私は時代は進展して一ときもやまないものと考へております。政治も生きもりませう。時の情勢に従ひまして変化すべきものと私は考へております。そこで総理が前に申された言葉を私はつきり覚えてはおりますが、さういふ言葉があつたといひましたが、それはそのときの判断によつて申されたものと私は承知いたしております。現在におきましては、御承知の通り国際情勢、国内情勢その他いろいろな点から勘案し、ことに自衛隊の現状に至りましては、御承知の通りアメリカ駐留軍においても地上部隊の一部を早急に撤退する希望を有しておるのであります。これらとにらみ合せまして、われわれはいかにすればいいか。自衛力の漸増方式によりましてこれに對処して行く、これが政府の考へ方でありませう。私は政治責任というよりか、むしろ時勢に應じて政治を行ふべきだといふ観点に立ちまして、当然あるべき姿であらう、こう考へておるのであります。

○須磨委員 最近政府がこの二法案をお出しになつて、これが通ると実施されるわけではございませうが、これが実施されることになりまうときに、いかなる方策をお持ちになるかという点について、ここでも一つおたしを申しておかなければならぬと思ふのであります。いかなる法律もさうでございませうが、ことに終戦後初めてつくつた自衛隊ができるのでありますから、これに對しまして国民全員の十分なる理解と協力がなければ、この円満なる実施は期待できないのであります。従来首相及び政府が、防衛問題についてはきわめてあいまいな態度を續けて來たことは、ただいま申しした通りでございます。その憲法の解釈についても、戦力問題等においては、あるいはジェット機、原子爆弾その他を装備しなければ戦力というものはないといふやうな御答へもあつたことは、ただいまも指摘をいたした次第でございますが、航空自衛隊があるには本年内にもジェット機を持つやうにならぬといふ限りません。それでも戦力でないといふやうな詭弁はもう改めなければならぬ時期にだん／＼到達すると思ふのでございませうが、この二法案がいよいよ／＼実施に近づくというこの際におきまして、政府は國民の疑惑を深めるやうな、あるいは誤解を増すやうなこの種の言辭は掃蕩されて、まづ虚心坦懐に、進んで政府は國民に体當りをいたしまして、この両法案の内容容について理解及び協力を求めるの態度に出なければ、どうしてもこの円満な日本國土の防衛は実現しないものと思ふのでございませう。かような意味合いにおきまして、政府はこの二法案について國民の理解及び協力について何らかの定見をお持ちでございませうか、これを伺いたいと思ふのでござい

ます。

○木村国務大臣 二法案が通過いたしましたも、この運営について國民の協力を得なければ円満に遂行することは、できないといふことは、論をまたない、仰せの通りであります。従いましてわれ／＼は、幸いにこの二法案が成立いたしますと、この自衛隊の將來のあり方その他各般の事情を國民に十分徹底するやうに努力いたしたい、こう考へております。

○須磨委員 最後には私は、今まで触れましたことにも關連はいたしません。が、今成立せんとしたMSA四協定に關連しまして秘密保護法というものが出ておるわけでありませう。これは私もその一人でございますが、外務委員会に付託をされておるのでございませう。これはMSAの基本協定におきまして、MSA法による軍事協定の内容について日本は秘密を洩洩しないやうに規定があるのでございませう。しかしながら必ずしもそれは法律によつてこれを規定する必要があるとは書いておられません。また外務大臣におかれまして、法律をつくる義務はないとはつきり仰せになつておりますから、その通りでございませうが、防衛關係の秘密保持といふことは日本の防衛全体について講ぜられなければならぬ次第でありまして、日本に贈与された米國の武器についてだけの秘密保持ではないのであります。今後できます自衛隊というものにつぎましても、多くの秘密がだんだん生じて來ることは、これは論をまたないところだと思ふのであります。その使用します暗号もありま

しよう。武器についての秘密もござい
ましよう。かようなものをまず守るこ
とが必要でなからうかと思うのであり
ますが、あたかもこのMSA協定の実
施とこの両法案の実施とは時を同じゆ
うして相前後して実施されるわけでご
ざいますから、私はこの際、MSA協
定に基づくアメリカの武器の秘密を保護
するという意味における小さな協定を
持ちますよりは、一歩進めまして、
私が今御質問いたしました日本全体の
国民の理解と協力を求めるという一つ
の方法といたしまして、日本全体の
防衛に関する法律をおつくりになつて、
そのうちにこのMSA法による秘密に
関するものをも加えることが必要でな
からうかと思うのでございます。そう
申しますことは、アメリカから受け
まする武器の援助は今回によつて完成
しておるわけではございません。承る
ところによりまして、今後近いうち
に艦艇あるいは飛行機の引渡しもある
る。そうするとさようなものが逐次参
りますたびごとにこの法律を改正し
なければならぬというようなことで、
煩雑きわまりなきのみならず、もしそ
れ防諜の施設からいたしますならば、
かえつてさようなことによつて機
密を漏洩せしめる手段ともなる次第で
ございますから、かような意味合い
からいたしまして、一旦お出しになつ
ております秘密保護法というものを
おとりやめになつて、広く日本の独立
精神にも合し、日本人が日本を守るこ
うな精神にも合するがとき大きな法
律案をお立てになる御計画はないので
ございましょうか、これを私は伺つて
おきたいと思うのでございます。

が独立国家たる以上は国家の機密を保
持する必要があることは論をまたない
ところであります。自衛隊が将来でき
まして、この自衛隊の出動時における
行動その他いろいろの点について、秘
密を保持しなければならぬ点が十分あ
ることはわれ／＼は了承いたしてお
ります。しかしそれらの各般の国家機密
について保護法を制定するということ
は、国民の権利義務に関して重大なる
影響を与えますので、十分慎重に取扱
わなくてはならぬと考えております。
われ／＼は率直に申し上げますと、研究は
進めて参つたのであります。しかしこ
れは相対的に検討する必要があります
のであります。そこで今度のMSA援
助に基きましてアメリカから供与を受
けまする装備のうち、アメリカで秘密
になつておるものを、日本においても
これが秘密を保持しなければならぬと
いうことになりますると、さしあたり
これをどうするかという問題にぶつ
かつたのであります。そこでわれ／＼
はアメリカからの秘密兵器を供与を受
けるさしあたりの一つの手段として、
まずこれを制定したわけでありま
す。これが制定せられまさんと、アメリカ
からの供与は受けられまさん。従いま
してわれ／＼の防衛の任務はそれだけ
で非常に減殺されるわけでありま
す。ぜひともわれ／＼はこの御審議を願つ
ております秘密保護法の一日もすみ
やかに通過せられることを念願してお
るのでございます。そういたしまし
て、アメリカからの秘密の装備を日本
がもらい受けて大いに研究したい、こ
う考えておる次第であります。

重要な御発言がございました——アメ
リカから、この秘密保護法をつくらな
ければ援助が受けられまさんという言
葉がございましたが、さような事実が
あるのをごさいますようか。

○木村国務大臣 アメリカで秘密にな
つておるものを日本で秘密にしない
と、そういう秘密のものはアメリカか
らもらえぬということとは当然であらう
と思ひます。そうでない、アメリカ
の秘密のものは筒抜けになる心配があ
ります。

○須磨委員 そういう言明をしており
ますか、向うで……

○木村国務大臣 言明はしておりませ
ん。私には言明をしておりません。私
はこれは常識上当然なことであらうと
思ひます。アメリカで秘密にしておる
ものを日本で秘密の保護もされずにお
いて、これを持つて来るということ
は、われ／＼は想像がつかぬのであり
ます。

○須磨委員 いま一つ最後に非常に緊
切な問題でございしますが、ただいまの
情勢として、ジュネーヴの会議ほど重
要な問題を議しておるころはないと
思われるのでございしますが、特に私が
この際長官に申し上げて御所見を承つ
ておきたいことは、二十七日のアイゼ
ンハワー大統領の発言でございま
す。その発言の中には、どうしてもこ
のインドシナというものは死力を賭し
て守らなければならぬという一言があ
るのでございます。これに先立つ約数
時間前に、マレンコフ・ソ連首相の演
説の中には、もし戦争が起つて、ソ連
に原子力を持つて来るならば、ソ連も
これに原子力をもつてこたえる用意
がある、またこれをミコヤンという商

相がさらに繰返して重大問題の波紋を
描いておるようでございますが、この
会議の際でありますから、特にさよ
うなことが目立つわけであつて、実際
私はさような波立つようなことがすぐ
起るうと思ひません。思ひません
が、そのアイゼンハワー元帥の当言
の中に、東南アジアというものは日本
にとつて非常に重要な地域である。日
本の八千五百万の人民がここを通商貿
易を行うことができなくなつたならば
たいへんであるから、これはどうして
も守らなければならぬ、この一言で
ございします。これはさきに東南アジア地
域防衛機構、SEATOと云うような
名前が出ておるようでございますが、
さようなものをこしらえるというよう
なことがいづれからともなく沸き立つ
て参りまして、ことにダレス國務長官
がこれを大いに推進しておるという話
があるものであります。これに関連して
考えてみますと、ただいまのアイゼ
ンハワー元帥の言われるがごとく、
日本に関連して——はつきり言つてお
ります、日本に関連してここをよく守
らなければならぬ、東南アジアという
ものに関連して、さような重大発言を
いたしておるのでございます。それに
関連して私も、これはもちろん将来の
問題でございしますが、将来どうもこ
のSEATO、東南アジア防衛機構と
いうようなものがつくられる形勢は明
らかではないかと思ひるのでございま
す。あたかも本日四つの国の首相會議
がまたコロムボかどこかで開かれるよ
うでございしますが、そこにおいても
同様な問題が取上げられることが放送
されておるのでございます。そうして
みますると、われ／＼はこの自衛隊とい

うものができるときにあたつて思ひ起
されることは、われ／＼の防衛につ
いてのこの關係でございします。かような
ことを、遠い考えではございします
けれども、長い目で見ておりま
せん、防衛ということは一朝夕にして
容易にできるものではないのでござ
いますから、長官のお心構えとしまし
ては、かような東南アジア防衛機構と
いうようなものに発展するがごとき現
実の事態、ことにインドシナにおける
事態というものは、三日間においてデ
イエンビエンフーの攻防戦が行われて
おる事態を見ますと、私はこれは決
して樂觀はできないということを思
うのでございしますから、さようなこ
とを考え合はしまして、この東南アジア
防衛機構というようなものができるか
もしれないというような氣構えを持
ちまして、わが国の自衛隊の防衛力につ
いても手かげんをして行かなければな
らないというようなことは、私は自然
の心構えではなからうかと思ひので
ございします。さようなことについて
のお心構えを最後にお尋ねをいたして、
私の質問を打ち切りたいと思ひので
ございします。

○木村国務大臣 お答えいたします。
東南アジア防衛機構が将来できるか
きぬか、これは予測はできません。あ
るいはできるかもしれない。さよう
な機構に日本が入るかどうか、これは
そのときになつてみないとわかりませ
んが、日本国民としては十分に考
えて、その方向をきめなくちゃならぬと
考えます。しこうしてこれと自衛隊と
の關係でありますが、御承知の通り自
衛隊ははつきりわが国の外部からの不
当な武力攻撃に対してこれに対処する

ということの性格と任務を与えております。それ以上に出ないのであります。われ／＼といたしましては、日本の国を守るということをはつきりさせておきたいのであります。さような場合におきまして、私は日本の自衛隊がそれらに対処してどうするかといううなことは、ここでも言うまでもなく、任務性格からいって、私は軽々に動くものではないということをお願いしておきたいと思ひます。

○稲村委員長 栗山君及び田中君、両君から関連質問の申出がありますので、これを許します。栗山博君。

○栗山委員 私はこの機会に保安庁長官に伺つておきたいことは、ただいま須磨委員からの質問に対して、この自衛隊を軍隊と言つてもよろしい、さらに進んで、重ねての質問に対して軍隊であるところまで長官が強い信念を漏らされたように私は承つたのですが、その通りと承つてよろしうございませうか。

○木村國務大臣 私人の考えでありまして、外部からの侵略に対して対処し得るものを軍隊と称しておるのであります。そういう觀念から行けばそれは軍隊と称してよろしい、こう申し上げておきます。

○栗山委員 かりそめにもこの委員会はこの防衛二法案を決定する重要な権限を持つておるのであります。この委員会が仮定的なものでは審議を進行するわけに行かない。要は木村長官の強いはつきりした信念は吉田内閣の意思であるかどうか、これは私は非常に重要な問題だと思つておきます。そこでひとつ木村長官に伺つておきたいのは、木村長官はこの二法案をあくまで

つておる直屬の長官といたしまして、内閣においてその總意を長官の意思のごとく決定するとはからいゝをされて、そうして閣議における總意をもつてこの法案の審議の最終段階に至る間に政府の意思を発表せられる機会を与えてくださることができるかどうか、それを伺つておきたい。

○木村國務大臣 私は須磨委員にも申し上げたように、私の考え方を述べたわけでありまして、政府といたしましては初めから申し上げておる通り、外部からの不当侵略に対して対処し得るものを軍隊なりと称すれば称してもよろしい、こう申し上げておきます。これは政府の意見であります。しかしして結局は軍隊の定義に関するものであるといたします。私はそれを従つて自己の信念としてもうすでに軍隊といつてよろしい、こう申し上げておきます。

○栗山委員 私不敏ながら、内閣委員といたしましては当選以來各位の非常な御研究になる所論をつつしんで承る機会を得ておるのであります。すでに二年の間たび重なるこの委員会においては外務委員会、予算委員会等において十分繰返された御論議を拝聴して参りました。要は現実には軍隊であるものをこれは軍隊ではない、戦力のない軍隊といふならそれでもよろしいというやうなことを繰返して、いわば白馬、馬にあらず、堅白異同の弁を繰返しておる。きわめて簡単なことなす。そういうことが内閣の方々の言葉がことごとくこの形をもつて、真剣なる議員の質問に答えておられるわけでありますから、いくら質問をしてもこれは

割切つたお返事を伺うことができないのであります。われ／＼はこの審議の内容からいって、政府はこういう氣持であるが、やむを得ずこういうことを言つておるのだというやうな推測は、好意を持つ人によつては割切ることのできるものでありますけれども、この議會を通じて聞いておる一般国民は、聞けば聞くほど迷路に陥つておるのでございませう。私はこの事実がこの二年來どんなに世に反映しておるかということをお考えますときに、これはまことに悲むべき事態を招来しておる。國民は非常な迷いのうちに割切れない氣持で彷徨をさせられておる。そういうことでこの非常時局である日本の國情に對処して國民の行くべきはつきりした方向を示す政治を実現できるかどうかということには多大の疑いを持つておるのであります。そこで私の願うことは、今こそ政府は軍隊である、軍隊であるといふことには憲法を改正するのだといふことをはつきりなさる最も大切な、非常にいいチャンスである。私がさらに申し上げたいことは、内閣の關係のうちで非常に有力な人ないしは自由党を指導しているところのリーダーシップの中のすぐれた人々が進んで新黨運動をして、合同運動をして、すなわち自由党を解消して、よりよいといふことを裏づけているやうな運動に携わつておるときに、今の内閣が政治をして行くことが許されるのでありませうかどうでありませうか。そこに非常に疑いを持ち、かつ國家のために私たちは深憂を禁じ得ないものがあるのでございませう。そこで私は保安長官の、いろ／＼な法案のうち

で最も重要な日本の國の運命を決すべきこの二法案に対する態度が、かくのごとき曖昧模範なる状態において何の新案ぞや、何の合同ぞや、私は何ものも言ひ得るところの資格がないと断定しなければならぬのである。よつて私は真に木村長官が國を憂うがためにこの二法案をどうしても通さなければならぬといふ御決意があるならば、この際職を賭しても軍隊なりというあなたの御信念を閣議において徹底させることが、これは長官の御職掌からいっても適當なことであると考えますので、その点お伺ひしたいと思ひます。

○木村國務大臣 私はこう考えます。一体日本人は言葉にとらわれ過ぎるのではないかと。軍隊——自衛隊と言つたては私にはつきりしないと思ふ。自衛隊の性格はもうつきりしておりまして、常々申し上げますように外部からの不当侵略に対してこれに対処し得る、わが國の防衛の任に當るものである。その性格と任務はつきりして、それは軍隊といふ——軍隊といふ定義はいまだ固まつておりません。軍隊といふものに私が出来ると思ふ。そこでそれを軍隊という——軍隊といふ定義は何ぞやといふはつきりした定義はないと思ふ。外部からの侵略に対して対処し得る実力部隊を軍隊であるといふならば、これは軍隊であつてよろしい、さしつかへはごうもありません。軍隊とお言ひなさい。この考え方はどう考へるかと言ふから、私は定義はないと考へるが、外部からの不当侵略に對してこれに對処し得る実力部隊を軍隊と言ふのなら軍隊と言つてさしつかへない、私は軍隊と思ふ、私はこ

う言つてゐるのであります。

○栗山委員 よく承りました。そこで私は長官に伺ひたい。須磨さんは國際法の上から軍隊の定義を述べられた。長官は軍隊の定義がないと言われた。もしそれ軍隊の定義がないならば、日本が今この國際的な複雑なる状況において日本は日本國として國を守り、日本國民として生きる道を考えなければならぬ。これはいかにイデオロギーが違つても、やはり切磋琢磨して、論議を尽くして最大公約数といふものを出して、それによつて日本の行くべき道をきめなければならぬ。それが今日は議會だと思ふ。その議會の中で日本における軍隊の定義を承ることができないといひまするならば、これは重大な問題だ。日本の國のこの議會において、軍隊はかくのごときものであるといふ定義を政府はつきりと國民に示すことがなくては、この多大なる経費と運命を決するやうな重大なるものを負担して行けと言われても、やみ夜に道を尋ねる状態においては、國の總意といふものは結集することができぬと思ふ。私はこれに對して長官にお答えを求めるとは申し上げません。

私は長官にもう一つ申し上げたいことは、私どもは子供の時代に軍隊というものは非常に大切な、とうとうものだと考へておつた。ところが輻重輪卒も兵隊ならばちやう／＼とんぼも鳥かいなといふやうなことが宣傳されておつて、非常に寸が短かいとかあるいは体格が均整がとれていないといふので、せつかく兵隊にならうと思つて勇んで行つて、そうして軍医さんの診断によつて輻重兵にされた、そのために自殺した人まである。おかしい話

なのですけれども、それくらいに張り切つて軍人になろう、軍人になることの名譽を考えたものなのです。そういうことが今の世相から考えていいか悪いかという批評を抜きにして、そういう気持ちにいかにも日本人らしいものがあるところに私は郷愁を感じる。そこで私は最近今の自衛隊、保安隊の方々に会つてみますと、まことにたよりない気持を持つておられる。一つはやはり軍隊なら軍隊、軍人なら軍人と言つてもらつた方がはつきりしていい、その信念において国を守るのだ、こういうようなはつきりした世評の上に、世の批判のうちにはつきりした姿で、はつきりした気持で国のために尽したい、こういうふうな考へておられることが私は観測される。

私が長官にも一つ申し上げたいのは、愛国心、国を守る、一体いかなる国を守るか、こういう点を考えれば、こういうような理念の上にこういう信念で国を守るのだということがはつきりいたしませんと、かつて陸軍大学で憲法の講義をしたときに、それが横にそれて社会科学の論議までするというようなとんでもない軍隊の指導観をつくつてしまふ。それが敗戦の一つの欠点であらうと私は思う。それからまた長官御承知の通りあの忠君愛國に固まつた軍隊が、何のことでありましてよいか宮中に闖入して、しかも自分の上長官たる師団長をはうる、何を考へておるか。愛国心の固まつた軍隊が宮中に闖入して、自分の長官をはうるというやうなことは、どういふことからそういう間違つたことが起きたのかというこゝを考へますと、やはり国として軍隊に対する定義があり、そうして総

理大臣がまた身をもつてこれに範をたれる、木村長官ばかり、長官のもとにある人もまたその通り、下々に至るところの、最低の主任、係長に至つても一貫した思想、一貫した信念の上に奉仕ができるということにしなければ、戦前ですらあんな状態であるから、戦後の今日においては、いかなることも勃発しやせぬかということに非常な心配を私は持つのである。この点においてどうか長官に願うところは、国を守るのほけつこうです、ゆえに愛国心とは何ぞや、大義名分とは何ぞやということのはつきりした概念、それによるところの信念を持たせるやうな教育があつてほしい。そこに指導精神がありましか。これなくして何の自衛隊をつくるのであるかといわなければならぬと私は思います。非常に遺憾なことであるが、日本が日本の国をもてあますときに、何か大きな国がうしろにいて押えてくれるというやうなものにたよつて、そうして日本の国を守るということであるなら、もうそれは日本の国は守れないのだ、守れない国であるということを証明しておる。その点について、私は木村長官の人格と信念というものは疑いません。私は信じます。それゆゑに長官に、今自衛隊を新たに創設せんとする門出にあつて、最も重要なこの点についてお考えを願ひたいと思つておられます。

○木村国務大臣 烈々たる愛国の言葉を賜ひました。われ／＼はともに日本の平和と独立を守つて行きたい、この信念に生きておるのであります。しこうして自衛隊もまたそれにはかなりません。自衛隊の将来の指導精神をどこに置くかというお話であります、これは十分に法案に織り込んでおります。あらためて私はお読みしたいと思います。第五十二条に「隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。」これに尽きるものと私は思つております。

○栗山委員 私はそれだけに尽きるといふことを非常に物足りなく、さびしく感じるのであります。今の世界観、われ／＼が日本国民としていかに生きて行かなければならぬかということ、を、痛切に個人の生活から、社会の状況からあるいは郡、県、国家として考へたときに、もうそれだけでは済まないのです。思想問題です。ところがこの思想問題が、遺憾ながら日本はばらばらになつておるのである。そのばらばらになつておることの現実は何によるかといへば、まことに残念ながら無益な戦争をしたために、見込みのない戦争をしたために指導者がはなはだしく誤まれるところの、国民の納得し得ないやうな状況において起きた戦争が負けた、負けたその結果が非常に深刻なもので、いまだに良心的に考へるならば、日本人は、これでわれ／＼は自分で食つて行くのだという良心的な満足を得られない状態にあると思ふ。いやでもおもうでもアメリカの援助を受け、いやでもおもうでもアメリカの庇護のもとに、日本は世界的に安全な姿でそれを保障して行かなければならぬ、

そこに宿命、運命というものがあつた。しかしこの宿命、運命に対して、イデオロギーが違へば、実にまづたく白と黒とのような議論が聞かされると思ふのであります。私はそういう議論は、八千万という大勢の人間をかかえて、この貧乏な世帯が、資金の少ないものが、これは言葉の上で争つてゐるときではない。支那は数千年の間弁証法論に明け暮れて、あの易世改革を重ねて、民は塗炭の苦しみに陥つたことは長官もよく御存じの通りであります。歴史は繰返す、過去における支那ばかりではありません。おそらく中共の将来も、そういうことをたどるかもしれないと私は思つておる。おそらく世界いづれの国でも、あの支那が繰返したやうなことを繰返して行く国は滅びるのである。必ず滅びる。滅びざる国たらんとするならば、私は根本から考へ直さなければならぬと思ふのであります。日本は決して議論に明け暮れて、むだな金を使つて、むだな時間を費して、そうして議論を続けるべきではない。それを思へば私は吉田内閣に対して、もつと簡単に、平易に、そして速記録も簡単に済むやうにして、国民に簡単にわかるやうにして、国民を一定の方針に導くものであるという、その信念と覚悟が私はほしいのである。私は吉田内閣退陣すべしという声を聞いておるが、吉田内閣が退陣しても、自由党の上になつた吉田内閣、自由党の従来のリーダー・シツプの性格と、リーダー・シツプの性質と、依然として続くならば、何もならないのである。吉田内閣は自由党のリーダー・シツプと一心同体である。そういう点から考へますと、この日本がいかに行

くべきやといふことを決定するときにあつて、新党も可なり、合同も可なり、しかしながらその根本問題を改めなければ何ものならないのである。この点において私は、この議院が全国民の信用を得るためには、誤まれる輿論、誤まれる学者の批評のごときは、これにこたえるだけの用意と、むしろあべこべにこれに向つて指導するだけのその教知とその決心、その教知を集結した正しい力によつて、この殿堂がその權威を發揚しなければならぬと私は考へておる。その決心、覚悟からして、この二法案の論議の最終段階に至つて私は申し上げたいことは、どうか一事は万事であります。この二法案こそは日本の運命を決する重要法案でありますから、これを基點として、すべての問題を更始一新するの決意をもつて当られんことを私は切望いたしまして、私の所見を述べる次第であります。(拍手)

○田中(穂)委員 関連いたしました一点……この二法案を見ますと、自衛隊といひ、防衛庁とか防衛招集といひ、国防會議といひ、三つの言葉が使われております。自衛、防衛、国防、この三つの言葉の内容を開きたいと思ひます。先ほど須磨委員、栗山委員からもお話がありましたやうに、自衛隊は明らかに軍隊であります。長官もこれをきようお認めになつたのであります。でありますならば、自衛隊といふやうな名称でなく、むしろもつと積極的、たとへば防衛庁と合せまして防衛隊とするか、あるいは進んで国防會議といふことでもありますから国防隊、そういうやうに名称を變更なさつてはどうかと思ひますが、これについての

御意見を伺いたい。

それから自衛隊という名称についてありますが、これは御承知のごとく日米安全保障条約にいたしましたも、日米相互防衛協定にいたしましたも、それらの条約の根本を貫いている精神というものは常に日米の共同防衛体制、こういう考え方であります。そうしてこれはやがてやはり太平洋防衛体制というようにものに発展する含みを持つてゐる。でありますから、たとえばこの自衛隊職務の規定でありますが、第五十二条に「隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命」とあります。しかしこれはほんとうに事実に即して申しますならば、わが国の平和と独立を守るだけじゃない。むしろこれは自由世界の平和と独立を守る、あるいはまた露骨に申しますならば、日米両国の平和と独立を守る、こういうふうにすべきだと思ふのであります。世間では何かアメリカが日本を守つてくれる、日本の防衛の手助けをしてくれる、日本は自分のことだけ考えればいい、こういうふうに考えられており、長官もたび／＼そう言われる。しかしながら日本がアメリカの平和と安全を守つてやるといふ、日本の義務が実は非常に重大であります。自衛隊は実はこういう任務を持つてゐる。M S A協定の中だつて、自由世界の防衛力を強化することに寄与するといふことが日本に義務づけられております。こういうわけでありましてこれは自衛隊でない。これは他衛隊である。他衛隊と言ひ切らぬならば自衛他衛隊、日本を守る、アメリカを守る、自由世界を守る、その性格をはつきりさせますために、むしろ事実を即して、自衛

隊と言わないで、防衛隊とか、あるいはもつと進んで国防隊とか国防軍と、今後は呼んだ方がよいだろうと思ふのでありますが、どうでしょうか。自衛隊ということになつておりますが、少くとも防衛隊くらいまで進んではどうか。

○木村国務大臣 お答えいたします。私は防衛庁並びに自衛隊でけっこうだと思ひます。自衛隊が軍隊であるかどうかといふことでありますが、概括的に考えまして、やはり自衛隊というのは具体的に日本の国防の任に當る任務を担當しているものをさしているのであります。これは私は自衛隊であつてよろしいと考えます。

なお第二の御質問に對しましては、自衛隊の任務性格にはつきりしてありますように、外部からの侵略に對して日本を守る、日本の平和と独立、安全を保つて行かうといふことを性格として持つてゐるのであります。このことと自体がひいてはアジアの平和を招来し、アメリカの意圖するところの世界平和にも寄与するといふことになるのであります。これは間接的の任務を持つております。直接の任務といたしましては今申し上げました通り、わが国の防衛の任務を持つものと了解してゐるのであります。

○稲村委員長 大分時間も経過いたしましたので、午前の會議はこの程度にし、午後二時まで休憩いたします。午後零時五十九分休憩

「休憩後は開会に至らなかつた」